

緊急事態宣言に伴う
営業時間短縮に係る
感染拡大防止協力金
都内全域の飲食店等 **のご案内**

— 大企業向け —

令和3年1月22日～2月7日実施分

申請受付要項

申請
受付期間

令和3年3月1日(月)～3月25日(木)

専用
ポータルサイト

<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/jan/daikigyo/index.html>
このポータルサイトから申請してください。



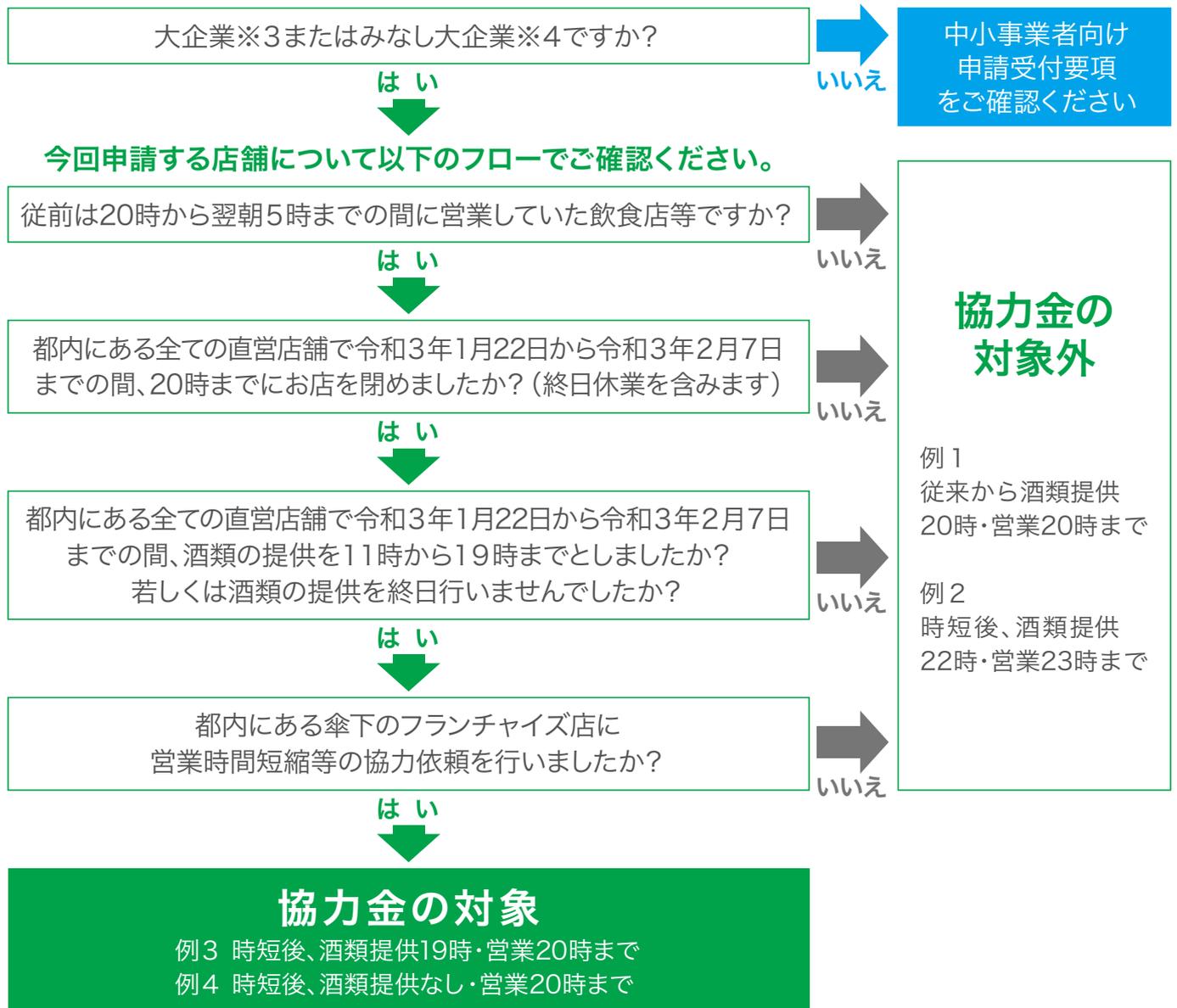
東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) **03-5388-0567** (受付期間) 9時から19時まで(土、日、祝日も開設しています。)

協力金の対象となる都内全域の飲食店等^{※1}

注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示^{※2}など、他の要件を満たしていることが前提です。



※1 飲食店等とは「飲食店」及び「遊興施設等（バー・カラオケボックス等）」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※2 「感染防止徹底宣言ステッカー」は申請フォームで取得したものを店舗ごとに掲示してください。

詳細は以下URLをご参照ください。

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

※3 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人）に該当しない会社

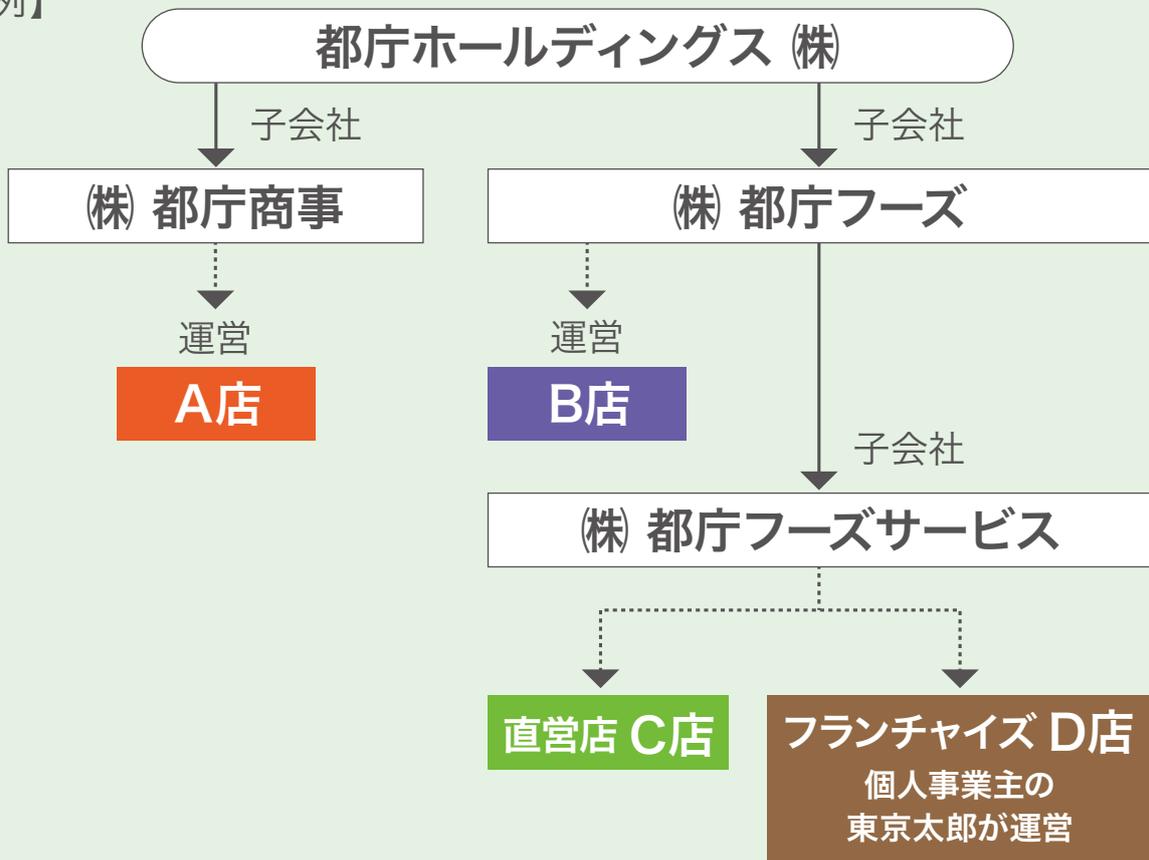
※4 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
- ・その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有していると考えられること

申請主体の考え方

協力金の申請は、実質的に店舗を運営する法人単位等（＝子会社、各フランチャイズ加盟事業者等）で取りまとめて申請してください。

【例】



親会社・子会社、フランチャイズ関係における申請主体の考え方

A店の申請者 (株) 都庁商事 → 都庁ホールディングス (株)ではない

B店の申請者 (株) 都庁フーズ → 都庁ホールディングス (株)ではない

C店の申請者 (株) 都庁フーズサービス → (株) 都庁フーズではない

D店の申請者 東京太郎 → (株) 都庁フーズサービスではない
※中小事業者として申請してください。

注意

- ・申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する法人単位でまとめてください。
- ・申請後の店舗追加はできません。申請前に対象店舗を十分ご確認ください。
- ・同一法人による複数回の申請は受け付けられません。

協力金の申請に当たってのご確認事項

注意

- ・申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する法人単位でまとめてください。
- ・**申請後の店舗追加はできません。**申請前に対象店舗を十分ご確認ください。
- ・**同一法人による複数回の申請は受け付けられません。**

事前に用意する書類

大企業の皆様の協力金の申請には、以下の書類が必要です。書類が揃っていない場合、申請を完了することができませんので、申請前に必ず以下の書類を取り揃えてください。

申請する法人に関する書類

1 納税関係書類



受付印のある直近の確定申告書
 ①確定申告書(別表一)(控え)
 ②法人事業税概況説明書(控え)
 ※①②とも受付印又は受付日等の記載のあるもの
 ※電子申請の場合、受付通知を添付

2 誓約書



法人の代表者が自署してください。
 又はゴム印+法人代表者印でも可能です。

3 都内にある傘下のフランチャイズ店舗一覧

店舗番号	店舗名	住所	電話番号
1	居酒屋◎ 東大塚店	東京都千代田区東大塚1丁目1-10	03-5500-0081
2	居酒屋◎ 中野店	東京都千代田区中野1丁目1-10	03-5500-0082
3	居酒屋◎ 東大塚店	東京都千代田区東大塚1丁目1-10	03-5500-0083
4	居酒屋◎ 中野店	東京都千代田区中野1丁目1-10	03-5500-0084
5	居酒屋◎ 東大塚店	東京都千代田区東大塚1丁目1-10	03-5500-0085
6	居酒屋◎ 中野店	東京都千代田区中野1丁目1-10	03-5500-0086
7	居酒屋◎ 東大塚店	東京都千代田区東大塚1丁目1-10	03-5500-0087
8	居酒屋◎ 中野店	東京都千代田区中野1丁目1-10	03-5500-0088
9	居酒屋◎ 東大塚店	東京都千代田区東大塚1丁目1-10	03-5500-0089
10	居酒屋◎ 中野店	東京都千代田区中野1丁目1-10	03-5500-0090
11	居酒屋◎ 東大塚店	東京都千代田区東大塚1丁目1-10	03-5500-0091
12	居酒屋◎ 中野店	東京都千代田区中野1丁目1-10	03-5500-0092
13	居酒屋◎ 東大塚店	東京都千代田区東大塚1丁目1-10	03-5500-0093
14	居酒屋◎ 中野店	東京都千代田区中野1丁目1-10	03-5500-0094
15	居酒屋◎ 東大塚店	東京都千代田区東大塚1丁目1-10	03-5500-0095
16	居酒屋◎ 中野店	東京都千代田区中野1丁目1-10	03-5500-0096
17	居酒屋◎ 東大塚店	東京都千代田区東大塚1丁目1-10	03-5500-0097
18	居酒屋◎ 中野店	東京都千代田区中野1丁目1-10	03-5500-0098

専用のフォーマット(Excel)をダウンロードして提出してください。
 ※直営店舗以外の全てのフランチャイズ店舗をリストにしてください。

4 都内にある傘下のフランチャイズ店に対する営業時間短縮の協力依頼を証する書類



フランチャイズ店への協力依頼の方法は、メール、通知文、加盟店向け専用HPなど

5 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類



金融機関名、支店名、店番号、口座種別、口座番号、口座名義人がわかる通帳の見開き面の写し、インターネットバンキングの該当ページの写しなど

申請する店舗の営業実態を確認できる書類 (店舗ごとに全ての書類が必要です。)

1 飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)



(例) 飲食店営業許可書
 ※店名の変更等がある場合は、変更が記載されたページも提出してください。

2 光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)



店舗所在地が記載されているもの

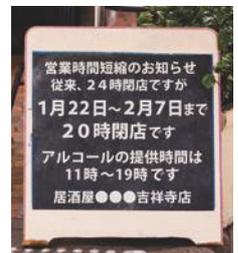
3 店舗の内観及び外観がわかる写真



外観写真は店舗名がわかるものを提出してください

4 営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類

営業時間短縮を告知するホームページ、チラシ、DM、店頭ポスターを掲示している写真等
 ※申請する店舗の名称や営業時間短縮の状況(営業時間の変更など)が明記された書類をご提出ください。



5 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真



ステッカー記載の店名が判読できるもの
 ※「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、店舗に掲示していることが明確にわかる写真をご提出ください。

協力金の申請方法

ポータルサイト -大企業向け- にアクセスし、「オンライン申請」を行います。
(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/jan/daikigyo/index.html>

申請者情報・振込先口座情報を登録し、マイページを作成します。

申請する法人に関する書類 をアップロードし、事業者情報の登録を完了させます。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 納税関係書類 | ④ 都内にある傘下のフランチャイズ店に対する
営業時間短縮の協力依頼を証する書類 |
| ② 誓約書 | |
| ③ 都内にある傘下のフランチャイズ店舗一覧 | ⑤ 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類 |

マイページにアクセスするためのパスワード発行を行います。

マイページにアクセスして、申請する店舗ごとの情報を入力します。

※3月5日以降、専用フォーマット (Excel) を
使用して、店舗情報をまとめて入力できます。

申請する店舗の営業実態を確認できる書類 を店舗ごとにアップロードし、
店舗情報の登録を完了させます。

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| ① 飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し) | ④ 営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が
確認できる書類 |
| ② 光熱水費等のお知らせ(検針票)又は
領収書(写し) | |
| ③ 店舗の内観及び外観がわかる写真 | ⑤ 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示
している写真 |

※ **申請する法人に関する書類** **申請する店舗の営業実態を確認できる書類** をオンラインでの提出が難しい場合
には、郵送で提出することも可能です。

⇒郵送方法は、P5「申請書類を郵送で提出する方法」をご確認ください。 **※持参は受け付けません。**

オンラインでの確認書類の提出が難しい場合には、郵送で提出することも可能です。

ポータルサイト -大企業向け- にて「オンライン申請」を行った後、

申請する法人に関する書類 **申請する店舗の営業実態を確認できる書類** を郵送で提出する場合には、以下の方法で取りまとめたうえで提出してください。

手順
1

ポータルサイト -大企業向け- にアクセスし、
申請書類の郵送用【表紙】フォーマットをダウンロードしてください。
(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/jan/daikigyo/index.html>

手順
2

【表紙】 **申請する法人に関する書類** に事業者名・申請番号を記入のうえ、
全てのシートを印刷します。

手順
3

必要書類を番号順に揃え、それぞれの申請書類の一枚目に【表紙】をつけてください。

表紙

① 納税関係書類

② 誓約書

③ 都内にある傘下の
フランチャイズ店舗一覧

④ フランチャイズ店に対する
営業時間短縮の
協力依頼を証する書類

⑤ 振込先口座及び口座名義人
が確認できる書類

手順
4

A4縦の2穴の書類ファイルとしてまとめてください。
※提出書類についてお問い合わせをさせていただく場合があります。
提出前に書類一式の控えを必ずお取りください。



P6に続く

手順
5

【表紙】申請する店舗の営業実態を確認できる書類 に事業者名・店舗名・申請番号(事業者申請番号と枝番号)を記入のうえ、全ての店舗分のシートを印刷します。



手順
6

店舗ごとに必要書類を順番に揃え、店舗ごとに一枚目に【表紙】をつけてください。

A店舗各書類

表紙



①飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)



②光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)



③店舗の内観及び外観がわかる写真



④営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類



⑤「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真



B店舗各書類



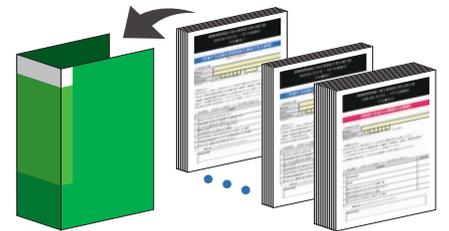
X店舗各書類



手順
7

手順4でまとめた書類ファイルの下に、手順6の書類をつけてください。A4縦の2穴の書類ファイルにファイリングしてください。

※提出書類についてお問い合わせをさせていただく場合があります。提出前に書類一式の控えを必ずお取りください。



手順
8

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、下記の宛先まで郵送してください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月22日~2月7日実施分)事務局

※持参は受け付けません。 ※3月25日(木曜日)の消印有効です。

誓約書

私は、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月22日～2月7日実施分)」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・要請対象の全ての直営店舗について、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月22日～2月7日実施分)申請サイト」に記載して申請した事項について、事実と相違ありません。
- ・飲食店等を運営する中小企業又は個人事業主ではなく、大企業(みなし大企業を含む)であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・法人名、店舗名(屋号)及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地

法人名

代表者職・氏名(代表者印)

(自署のほか、ゴム印+代表者印も可)



誓約書

私は、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年1月22日～2月7日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・要請対象の全ての直営店舗について、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年1月22日～2月7日実施分）申請サイト」に記載して申請した事項について、事実と相違ありません。
- ・飲食店等を運営する中小企業又は個人事業主ではなく、大企業（みなし大企業を含む）であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・法人名、店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

以上

令和 3 年 3 月 1 日

東京都知事殿

所在地

東京都新宿区西新宿 2-8-1

法人名

株式会社都庁産業

代表者職・氏名（代表者印）

代表取締役社長 東京 太郎

（自署のほか、ゴム印+代表者印も可）



注意

法人の代表者が自署してください。
又はゴム印+法人代表者印でも可能です。

金融機関コード

※以下に記載のない金融機関には振込できません。ご注意ください。

コード	金融機関名
0001	みずほ銀行
0010	りそな銀行
0009	三井住友銀行
0005	三菱UFJ銀行

信託銀行

コード	金融機関名
0300	SMB C信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行
0289	みずほ信託銀行
0294	三井住友信託銀行

その他の銀行等

コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行
0397	新生銀行
0033	ジャパンネット銀行
0401	シティバンク、エヌ・エイ
2963	中央労働金庫
2004	商工組合中央金庫
0036	楽天銀行
9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

コード	金融機関名
0542	愛知銀行
0129	足利銀行
0174	伊予銀行
0183	大分銀行
0185	鹿児島銀行
0509	北日本銀行
0137	きらぼし銀行
0522	京葉銀行
0179	佐賀銀行
0175	四国銀行
0125	七十七銀行
0153	十六銀行
0181	十八親和銀行
0532	大光銀行
0514	大東銀行
0134	千葉銀行
0168	中国銀行
0126	東邦銀行
0517	栃木銀行
0534	富山第一銀行
0190	西日本シティ銀行
0182	肥後銀行
0169	広島銀行
0513	福島銀行
0501	北洋銀行
0146	北國銀行
0562	みなと銀行
0569	もみじ銀行
0142	山梨中央銀行

コード	金融機関名
0117	青森銀行
0172	阿波銀行
0123	岩手銀行
0152	大垣共立銀行
0159	関西みらい銀行
0163	紀陽銀行
0508	きらやか銀行
0578	高知銀行
0167	山陰合同銀行
0149	静岡銀行
0151	清水銀行
0121	荘内銀行
0150	スルガ銀行
0546	第三銀行
0164	但馬銀行
0135	千葉興業銀行
0131	筑波銀行
0124	東北銀行
0166	鳥取銀行
0543	名古屋銀行
0143	八十二銀行
0155	百五銀行
0147	福井銀行
0140	第四北越銀行
0144	北陸銀行
0154	三重銀行
0184	宮崎銀行
0122	山形銀行
0138	横浜銀行

コード	金融機関名
0119	秋田銀行
0161	池田泉州銀行
0576	愛媛銀行
0188	沖縄銀行
0191	北九州銀行
0158	京都銀行
0128	群馬銀行
0017	埼玉りそな銀行
0157	滋賀銀行
0538	静岡中央銀行
0130	常陽銀行
0512	仙台銀行
0178	筑邦銀行
0544	中京銀行
0526	東京スター銀行
0516	東和銀行
0145	富山銀行
0162	南都銀行
0525	東日本銀行
0173	百十四銀行
0177	福岡銀行
0120	北都銀行
0116	北海道銀行
0118	みちのく銀行
0133	武蔵野銀行
0170	山口銀行
0187	琉球銀行

信用金庫

コード	金融機関名
1000	信金中央金庫
1327	足立成和信用金庫
1283	川崎信用金庫
1336	西京信用金庫
1282	湘南信用金庫
1345	昭和信用金庫
1348	世田谷信用金庫
1321	東栄信用金庫
1311	東京シティ信用金庫
1253	飯能信用金庫
1280	横浜信用金庫

コード	金融機関名
1252	青木信用金庫
1358	青梅信用金庫
1305	興産信用金庫
1310	さわやか信用金庫
1344	城南信用金庫
1356	巣鴨信用金庫
1352	瀧野川信用金庫
1349	東京信用金庫
1320	東京東信用金庫
1346	目黒信用金庫

コード	金融機関名
1303	朝日信用金庫
1323	亀有信用金庫
1326	小松川信用金庫
1319	芝信用金庫
1351	城北信用金庫
1341	西武信用金庫
1360	多摩信用金庫
1333	東京三協信用金庫
1262	東京ベイ信用金庫
1386	山梨信用金庫

農業協同組合

コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合
5055	東京南農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合
5070	マインズ農業協同組合
5095	世田谷目黒農業協同組合
5094	東京中央農業協同組合
5077	東京みらい農業協同組合
5030	西東京農業協同組合
5060	町田市農業協同組合
5097	東京あおば農業協同組合
5072	東京みどり農業協同組合
5087	東京むさし農業協同組合
5050	八王子市農業協同組合
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店

信用組合

コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会
2241	共立信用組合
2243	七島信用組合
2254	第一勧業信用組合
2215	東京証券信用組合
2210	東浴信用組合
2211	文化産業信用組合

コード	金融機関名
2060	あすか信用組合
2271	警視庁職員信用組合
2231	青和信用組合
2248	大東京信用組合
2274	東京消防信用組合
2235	中ノ郷信用組合

コード	金融機関名
2226	東信用組合
2229	江東信用組合
2202	全東栄信用組合
2224	東京厚生信用組合
2276	東京都職員信用組合
2277	ハナ信用組合

協力金の概要

趣旨

緊急事態宣言に伴い、東京都は、都内全域の飲食店等の皆様に営業時間の短縮へのご協力をお願いいたしました。

この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮に協力いただいた大企業（みなし大企業を含む。）の皆様に対して、協力店舗ごとに「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年1月22日～2月7日実施分）」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

支給額

令和3年1月22日～2月7日実施分 ▶ 一店舗当たり 102万円

※店舗の所在地が都内ではない場合は、協力金の対象とはなりません。

※要請の開始日（令和3年1月8日）以降に開店した店舗は、本協力金の対象とはなりません。

申請受付期間

令和3年3月1日（月曜日）から令和3年3月25日（木曜日）まで

※オンライン申請は3月25日（木曜日）23時59分までに入力・アップロードを完了してください。

申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛てに「完了通知メール」が届きます。

※郵送申請は3月25日（木曜日）の消印有効です。

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

1 営業時間短縮の要請を受けた都内全域の飲食店等※1を運営する大企業※2及び大企業が実質的に経営に参画している法人（以下「みなし大企業」という※3）であること。

※1 飲食店等とは、「飲食店」及び「遊興施設等（バー、カラオケボックス等）」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人）に該当しない会社

※3 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有していると考えられること。

2 東京都からの営業時間短縮の要請の開始日（令和3年1月8日）より前から、食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可に加え、その他法令等で定める許認可等を取得のうえ、都内において飲食店等を営業していること。

3 営業時間短縮の要請に、対象となる全ての直営店舗において令和3年1月22日から2月7日までの全期間、全面的にご協力いただいた大企業及びみなし大企業であること。

従前、夜20時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わず（終日休業含む）、酒類の提供は11時から19時までとした場合（酒類の提供を終日行わなかった場合を含む）に対象となります。

4 ガイドラインを遵守のうえ「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。

5 法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮を行う権限を有していること。

6 都内にある傘下のフランチャイズ店に対しても、営業時間短縮の協力依頼を行うこと。

7 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

中小企業及び個人事業主については、中小事業者向け申請受付要項をご覧ください。

申請手続き等

1 本協力金に関する問合せ先

本協力金の申請等に関する相談センターを開設しています。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) **03-5388-0567**

(受付時間) 9時00分から19時00分まで

(土、日、祝日も開設しています。)

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月22日~2月7日実施分)のポータルサイト—大企業向け—(以下「ポータルサイト」といいます。)から入手することができます。

(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/jan/daikigyo/index.html>

3 申請書類

P3に記載の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金の支給開始は3月中旬※未定を予定しています。

5 通知等

- (1) 申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、ポータルサイトにおいて、法人名、対象店舗名(屋号等)及び所在する区市町村名をご紹介します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関して通知いたします。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関して通知いたします。

その他

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を東京都に返金するとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求められる場合があります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 東京都は、申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (4) 東京都は、申請書類等に記載された情報を、国の支給金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することがあります。
- (5) 「誓約書」における、2次元コードは、書類の種類を識別し円滑に事務処理を行うために付してあります。

よくあるお問合せ

対象者

○ 都内の飲食店等が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

東京都における緊急事態措置において営業時間の短縮要請を受ける飲食店及び飲食店営業許可のある遊興施設等のうち、夜20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない(終日休業含む)こととするとともに、酒類の提供を11時から19時までとする場合若しくは、酒類の提供を終日行っていない場合に対象となります。なお、**以下の店舗は協力金の対象とはなりません**ので、ご注意ください。

- ① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
(飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。)
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合

[参考:東京都緊急事態措置等に関する質問と回答]

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1012685.html>

○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店又は喫茶店の営業許可書をお持ちのうえで、協力金の対象店舗を運営し、営業時間の短縮要請に全面的に応じた大企業等が受け取ることができます。なお、飲食店等以外の店舗で緊急事態措置以外の対応として協力を依頼している劇場、集会場(貸会議室など)、運動施設(スポーツクラブ、ヨガスタジオなど)、遊技場(パチンコ屋、ゲームセンターなど)などについては、協力金の対象となりません。

○ 都内の飲食店等を運営する大企業も対象になるとのことですが、申請に当たり、中小事業者と異なる部分はどこでしょうか？

令和3年1月22日から同年2月7日までの全期間、営業時間の短縮にご協力いただく点は中小事業者と変わりませんが、大企業の場合には、特に以下の点も必要となります。

- (1) 営業時間短縮要請の対象となる都内の直営店舗の全てにおいて、営業時間の短縮に協力する必要があること
- (2) 営業時間短縮要請の対象となる傘下のフランチャイズ店のうち、都内の店舗を運営する事業者に対し、営業時間短縮の協力依頼を行うこと

○ 直営店舗のうち、一部はテイクアウトやデリバリー専門での営業となっています。これらの店舗も時短営業への協力が必要でしょうか？

営業時間短縮の要請がかかっていない業態(テイクアウトやデリバリー専門)の店舗については、時短営業の必要はありません。

○ **営業時間短縮の要請期間中(令和3年1月8日から同年2月7日まで)に新規開店した店舗があります。この店舗の協力金上の取扱いについて教えてください。**

今回の協力金は、「東京都における緊急事態措置等」による営業時間短縮の要請の開始日(令和3年1月8日)より前から、必要な許可等を取得のうえ営業を行っている飲食店等が対象となります。このため、同年1月8日以降に開店した店舗は、協力金の対象となりません。
時短営業への協力については、感染拡大防止の観点からも、ぜひご協力をお願いします。

○ **もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか？**

今回の協力金では、これまで夜20時から翌朝5時までの間に営業していた飲食店等が、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わず(終日休業含む)、酒類の提供は11時から19時までとした場合若しくは、酒類の提供を終日行わなかった場合に協力金の支給対象となります。このため、もともと夜20時までの営業であった飲食店は、協力金の支給対象になりません。なお、「もともとの営業時間」とは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、営業時間の短縮にご協力いただく前の営業時間をいいます。

○ **営業時間を短縮し夜20時で飲食店を閉店した後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？**

テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、緊急事態措置による営業時間短縮要請の対象外であるため、夜20時の閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、そもそも営業時間短縮要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象となりません。

○ **営業時間の短縮要請の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を経営していますが、支給対象となりますか？**

店内やフードコートなど施設内での飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮を行っている場合は、支給の対象となります。

○ **食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮の要請に協力し20時で閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？**

従業員による店舗の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

○ **スポーツクラブなど、営業時間短縮要請の対象にならない施設内において、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営しています。喫茶コーナー部分のみを20時までの時短営業とすれば、協力金の対象となりますか？**

【スポーツクラブと喫茶コーナーの運営事業者が同一の場合】

飲食店として協力金を受け取るためには、施設全体(=この場合ではスポーツクラブ全体)での時短要請への協力が必要となります。このため、喫茶コーナーだけの営業時間短縮では、協力金の支給対象とはなりません。

【喫茶コーナーの運営事業者がテナントとして入居している(=別事業者)場合】

喫茶コーナーの運営事業者が許可を受け営業している場合、喫茶コーナーのみが時短要請に協力し、支給要件を満たすことで協力金の対象となります。

○ **「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？**

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

○「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が令和3年2月8日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。

○一度申請をした後で、申請する店舗が漏れていたことに気が付きました。後から申請店舗を追加することは可能でしょうか？

申請後に店舗を追加することはできません。また、同一法人による複数回の申請も受付できないため、申請前に対象施設を十分ご確認ください。

○都内に数百軒の飲食店を展開しています。一度に申請できる数の上限はあるのでしょうか？

上限はありません。

対象期間

○協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

令和3年1月22日から同年2月7日までの全期間において、営業時間短縮にご協力いただいた場合に、1店舗につき102万円を支給します。なお、日単位の協力で協力金を支給するものではありませんので、ご注意ください。

○毎週日曜日を定休日としている飲食店です。令和3年1月22日から同年2月7日までの全期間、営業日について営業時間短縮を行う予定ですが、定休日の日数分は協力金が減額されるのでしょうか？

都における協力金は、日単位で支給を行うものではありませんので、減額はありません。

○令和3年1月22日から営業時間の短縮に協力をしていた飲食店です。業績が厳しいため1月31日をもって閉店することになりました。協力金の対象となりますか？

都における協力金は、令和3年1月22日から同年2月7日までの全期間で営業時間の短縮にご協力をいただくことが必要です。お問い合わせの事例では、令和3年2月7日までの全ての期間協力していることに該当しなくなるため、協力金の対象となりません。

○令和3年1月15日に飲食店営業許可を取得し、翌16日に飲食店として開店しました。開店日から営業時間の短縮に協力すれば、1月22日からの協力金の対象となりますか？

今回の協力金は、「東京都における緊急事態措置等」による営業時間短縮の要請の開始日（令和3年1月8日）より前から、必要な許可等を取得のうえ営業を行っている飲食店等が対象となります。このため、同年1月8日以降に開店した店舗は、協力金の対象となりません。

○令和3年1月8日から、全ての直営店舗で営業時間の短縮に協力しています。協力金が加算されることはないのでしょうか？

加算はありません。

申請手続き

○ 1店舗につき1月22日から協力の場合は102万円の支給とありますが、店舗の数で支給額が変わるのですか？

時短要請にご協力いただいた店舗数に応じて、1店舗当たり102万円を支給します。例えば、事業者が2店舗分の申請をすれば204万円、3店舗分の申請をすれば306万円の支給を受けることができます。支給する店舗数に上限はありませんが、店舗ごとに必要な書類を準備したうえで、事業者がまとめて申請していただく必要があります。申請は、一事業者につき一度のみとし、店舗ごとにバラバラでの申請は受付できません。

○ 申請書への記載は必要ですか？

必要ありません。オンラインにて申請情報の入力をお願いします。

○ 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。いつ、支給になりますか？

通帳等に表示される振込名義は「トジタンキヨウリヨクキン」（ただし、表示される箇所まで）となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

○ 直営の店舗以外にも、フランチャイズ店舗や子会社の店舗などがありますが、どこから・どのような単位で申請するのでしょうか？

それぞれ、実質的に店舗を運営する法人単位等（＝子会社、各フランチャイズ加盟事業者等）で取りまとめ、申請することとなります。[参考イメージ:P2]

○ 申請に当たり、都内のフランチャイズ店への協力依頼が必要とありますが、子会社・グループ会社への協力依頼も必要でしょうか？

子会社・グループ会社への協力依頼は必須ではありませんが、感染拡大防止に向けて、ぜひご協力をお願いします。